

令和2年2月28日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

<総務危機管理室>

- I 新型コロナウイルス感染症 1
- II 本庁機関の再編 4

<防災部>

- III 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正..... 5
- IV 神奈川県災害時広域受援計画の修正..... 9
- V 災害対応力の取組強化 10
- VI 令和元年度の主な防災訓練の実施状況..... 14
- VII 災害時の支援等に関する協定の締結など..... 16
- VIII 被災地への任期付職員の派遣 17

<くらし安全部>

- IX 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果..... 18
- X 「かながわ消費者施策推進指針」の改定..... 19
- XI 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況..... 22

参考資料1 神奈川県水防災戦略

参考資料2 神奈川県地域防災計画 ～地震災害対策計画～（修正案）

参考資料3 神奈川県地域防災計画 ～風水害等災害対策計画～（修正案）

参考資料4 神奈川県災害時広域受援計画（修正案）

参考資料5 神奈川県業務継続計画【本編】（修正案）

参考資料6 条例の見直し結果一覧表

参考資料7 かながわ消費者施策推進指針の改定案

参考資料8 新型コロナウイルス感染症拡大に向けた県の基本方針

I 新型コロナウイルス感染症

くらし安全防災局では、危機管理対策会議を開催するなど、全庁での情報共有に努めている。

1 くらし安全防災局関連の対応

(1) 危機管理対策会議等の開催

1月16日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 県内の患者発生に関する情報共有

1月24日 危機管理対策会議

- ・ 専用ダイヤル設置等を情報共有
- ・ 感染対策の関係団体への周知

1月28日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 指定感染症等への指定に関する情報共有
- ・ 指定感染症等への指定に関する関係団体への周知

1月30日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 奈良県在住の新型コロナウイルスに感染した患者の情報共有
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応を情報共有

2月3日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 国の動向の共有

2月5日 危機管理対策会議

- ・ ダイヤモンド・プリンセス号で確認された新型コロナウイルス感染症について

2月10日 危機管理対策会議

- ・ 「ダイヤモンド・プリンセス号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部」の設置について

2月18日 危機管理対策会議幹事会

- ・ 新型コロナウイルスのまん延防止に向けた庁内向けの方針について

2月26日 危機管理対策本部会議

- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の強化について

(2) 全国知事会の対応

1月30日 新型コロナウイルス緊急対策会議を設置

- ・ 全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長である黒岩知事が構成員として参加

- 2月 5日 緊急提言の要望活動を実施**
- ・ 対策会議で「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」をとりまとめ、黒岩知事が徳島県知事、京都府知事とともに国に要望活動を実施
- 危機管理・防災特別委員会を開催**
- ・ 各都道府県の対応状況等について情報共有
- 2月 14日 対策会議でコメントを発出**
- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受け、コメントを発出
- 2月 21日 緊急提言の要請活動を実施**
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」をとりまとめ、国に要請活動を実施
- 2月 25日 緊急声明を発表**
- ・ 国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈している状況であることから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明」を発表
- 緊急対策本部を設置**
- ・ 「緊急対策会議」から移行し、全都道府県参加のもと「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置。黒岩知事が副本部長に就任。

(一部厚生常任委員会資料より抜粋)

新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

1 国内・県内の発生状況（2月26日 12時現在 厚生労働省発表より）

(1) 国内の発生状況

PCR検査陽性者 149名（チャーター便帰国者を除く）

※チャーター便帰国者の陽性者は15名

(2) 県内の発生状況（チャーター便帰国者を除く）

PCR検査陽性者 15名

(20代女性2名、30代男性2名、40代女性1名、50代男性3名、
50代女性1名、60代男性1名、70代男性1名、80代男性3名、
80代女性1名)

(3) クルーズ船における感染の発生について

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,894名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは691名。

2 国の対策

1月28日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、公布した。

これにより、感染が疑われる方に対する入院措置やそれに伴う医療費の公費負担、検疫における診察・検査等の実施が可能となる。

【出典】厚生労働省ホームページ

3 本県の対応状況

県では、国や横浜市、神奈川DMAT等の関係機関と共に、受入れ医療機関の調整や搬送などを行っている。

こうした患者の搬送などを、よりスムーズに行うため、2月10日に、「ダイヤモンド・プリンセス号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係機関との連携を強化した。

(連携協力機関)

厚生労働省、国土交通省、防衛省・自衛隊、
横浜市、神奈川DMAT ほか

II 本庁機関の再編

1 再編の趣旨

職員の年齢構成や生産年齢人口の減少等を踏まえ、持続可能な組織・執行体制を構築する必要がある。こうした観点から、令和2年度定期人事異動に合わせ、課の規模の見直しなどを行う。

2 再編の内容

(1) 組織力の強化

- ・ 暮らし安全防災局は、局全体で自然災害等の危機事象に備えており、その組織力をさらに効果的・効率的に発揮していくため、消防課と工業保安課を統合し、消防保安課を設置する。

現 行	再編後
<p>【暮らし安全防災局】</p> <ul style="list-style-type: none">— 総務危機管理室— 防災部<ul style="list-style-type: none">— 災害対策課— 消防課— 工業保安課	<p>【暮らし安全防災局】</p> <ul style="list-style-type: none">— 総務危機管理室— 防災部<ul style="list-style-type: none">— 災害対策課— 消防保安課

3 再編の実施日

令和2年4月1日（水）

Ⅲ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）及び 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）の 修正

(1) 修正の趣旨

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）について、前回修正以降の法令改正や国の施策動向、今年の台風による風水害への対応や近年の災害対応の教訓などを踏まえ、修正する。

(2) 修正の経緯

地域防災計画修正素案に対し、関係機関、市町村の代表等で構成する神奈川県防災会議幹事会における審議及び県民意見反映手続を行い、地域防災計画修正案をまとめた。

(3) 県民意見反映手続の実施状況

ア 募集期間 令和元年12月13日から令和2年1月12日まで

イ 提出方法 電子メール、郵送、ファクシミリ

ウ 募集結果 39件

エ 意見の概要

区 分	件 数
1 全般に関する意見	11
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年の台風などの災害を踏まえた教訓等を検証し、反映すべき ・ 地域や職場内の関係を把握し、認識を共有する努力が必要 ・ 東日本大震災の風化があまりにも早すぎる 	
2 災害に強いまちづくりに関する意見	5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警戒区域の指定について、正しい知識の普及が必要 	
3 災害時応急活動事前対策の充実に関する意見	18
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山噴火の可能性が高まっており、住民等が自分事として捉え自らできる対策が進むよう普及啓発を盛り込むべき ・ 大規模な広域災害では市町村との十分な連携が重要なので、BCP等、県および市町村の具体的な連携取組を明記すべき ・ 避難所の空調整備や温かい食事提供の導入促進を盛り込むべき 	
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見	5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、風水害対策の区別に限らず、各消防本部・局の連携方策を位置づけるべき 	

オ 意見への対応

反 映 区 分	件 数
A 計画に反映させるもの	3
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	16
C 今後の取組において参考にするもの	19
D 計画に反映できないもの	1
E その他	0
合 計	39

(4) 主な修正内容

ア 法令改正等の反映

(7) 両計画共通の修正事項

- 改正災害救助法を踏まえて策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制の確保や、市町村への事務委任の事前の取り決め等、災害救助の実施体制を追加

(1) 地震災害対策計画の修正事項

- 津波災害警戒区域の指定に関する方針を公表し、小田原ブロックを津波災害警戒区域に指定したことを追加
- 南海トラフ地震の臨時情報が発表された場合の対応について追加

イ 昨年の台風や近年の災害対応の教訓などに基づく新たな取組の反映

(7) 両計画共通の修正事項

- 昨年の台風被害を踏まえ、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設したことを追加
- 神奈川県災害時広域受援計画の修正内容を反映
- 避難所運営において性的マイノリティの方への配慮の必要性について追加

(1) 風水害等災害対策計画の修正事項

- 台風 15 号及び台風 19 号やかながわ気候非常事態宣言を踏まえて策定した神奈川県水防災戦略について追加
- 特別警報が発表された場合、発表が見込まれる場合の職員の配備体制を追加

(5) スケジュール

令和 2 年 3 月 神奈川県防災会議で審議、決定

2 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正

(1) 修正の趣旨

国が新たに南海トラフ地震に関する制度を定めたため、その定めを踏まえて修正を行うとともに、必要な時点修正を行う。

(2) 修正の経緯

石油コンビナート等防災計画修正素案に対し、県、横浜市、川崎市、関係機関、特定事業者の代表で構成する神奈川県石油コンビナート等防災本部幹事会における審議及び県民意見反映手続を行い、石油コンビナート等防災計画修正案をまとめた。

(3) 県民意見反映手続の実施状況

ア 募集期間 令和元年12月13日から令和2年1月12日まで

イ 提出方法 電子メール、郵送、ファクシミリ

ウ 募集結果 16件

エ 意見の概要

区 分	件 数
1 総則に関する意見	0
・なし	
2 災害想定に関する意見	0
・なし	
3 災害予防計画に関する意見	3
・施設の高経年化や人材育成について計画に盛り込むべきである。 ・自衛防災組織自身の避難についても計画に盛り込むべきである。 ・高圧ガス施設の耐震基準が2019年7月に改正されているので修正するべきである。	
4 災害応急対策計画に関する意見	2
・大きな規模の余震などでさらに被害が広がることを防止することを計画に盛り込むべきである。 ・関係市の津波に対する避難対策の記載の強化を図るべきである。	
5 その他（抜粋）	11
・海上での避難や早期復旧に必要な航路を確保すべきである。 ・石油元売りの事業所の事業所と関係する事業所の施設の補強についても国からの補助を受けられるようにすべきである。	

オ 意見への対応

反 映 区 分	件 数
A 計画に反映させたもの	2
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	3
C 今後の取組において参考にするもの	3
D 計画に反映できないもの	1
E その他	7
合 計	16

(4) 主な修正内容

ア 災害予防計画

- ・ 羽田空港の機能強化による特別防災区域上空における規制措置について修正

イ 南海トラフ地震の臨時情報が発表された場合の対応

- ・ 南海トラフ地震に関する制度に基づき新規に記載

(5) スケジュール

令和2年3月 神奈川県石油コンビナート等防災本部会議で審議、
決定

IV 神奈川県災害時広域受援計画の修正

神奈川県地域防災計画に定める受援に係る事項のうち、特に重要と考えられる事項の各主体の役割、手順等を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」について、熊本地震など過去の災害の教訓や新たな制度等を反映し、修正する。

1 修正の概要

(1) 過去の災害の教訓等の反映

ア 物的支援

国のプッシュ型の物資支援を想定し、国や民間団体と連携して物資を受入、市町村に供給する体制等を追加

イ 人的支援

国の被災市区町村応援職員確保システムによる人的支援を想定した受入体制や手順等を追加

ウ 現地災害対策本部の役割

現地災害対策本部の役割・機能の見直しの内容を反映

(2) 国の計画等の反映

中央防災会議幹事会が策定した「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえ、受援の手順や用語の定義を修正、新たに次の章を追加した。

ア 緊急輸送ルート

緊急輸送ルートの確保優先順位の調整や、道路啓開、応急復旧の手順などを追加

イ ライフライン対策

重点施設や重要車両への燃料供給、電気、ガス、通信等の臨時供給、応急復旧の手順や体制を追加

2 修正案

参考資料4 「神奈川県災害時広域受援計画修正案」のとおり

3 スケジュール

令和2年3月 神奈川県災害時広域受援計画の修正
神奈川県防災会議に報告

V 災害対応力の取組強化

近年、全国で大規模災害が頻発する状況や、昨年の台風による災害対応の経験などを踏まえ、本県の災害対策本部体制や風水害への対策の充実強化に取り組んでいる。

1 災害対策本部の体制強化の取組

(1) 市町村応援班の設置

ア 目的

救援物資のプッシュ型支援や、全国からの応援職員の派遣を調整する国のシステムの定着化、県が資源配分調整を担う災害救助法の改正などの動向に対応し、被災市町村への物資や応援職員の配分や供給を一元的に行うため、本年度、災害対策本部の統制部に市町村応援班を設置した。

イ 令和元年の台風への対応

台風 19 号への対応にあたって、市町村応援班が、市町村のニーズや被災情報を集約し、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用、物資供給の支援、県職員の市町村への支援などを調整、実施した。

(2) 現地災害対策本部の機能の充実・強化

ア 実施した見直しの方向性

県全体として一体性を高めた災害対応を行うため、指示、指揮系統を県災害対策本部に一元化し、現地災害対策本部の役割を「地域の災害情報の収集」、「応援部隊の活動場所や支援物資の受入場所の確保と調整」などに純化することとした。

イ 資機材等の充実

新たな現地災害対策本部の役割を果たすために必要な資機材の整備や、対応する職員の研修等の強化について検討し、令和 2 年度当初予算案に所要の予算を計上した。

ウ 配備編成体制の充実

災害時の職員の参集率や、対応の長期化に備えたローテーションを勘案し、現地災害対策本部の運営に必要な応援職員が適切に配備できるよう、配備編成計画の見直しを行っている。

(見直しの内容)

- ・ 人事異動に関わらず継続的に同一の場所に職員を配備できるよう、配備先を固定化する。
- ・ RPA(パソコンやサーバ上にあるソフトウェア型のロボットが代行・業務自動化を実現するツール)を活用し、人事異動後、速やかに当該年度の配備編成計画を策定する。

(3) 職員の対応力強化のための研修・訓練の充実

災害対応に関する基礎的事項や専門的な知識を習得する研修、現地災害対策本部の運営訓練などを実施した。

ア 基礎研修

災害対応に関する基礎的な知識、応援職員の役割や業務、避難所運営に関わる課題等に関する講義と演習を実施した。

イ 専門研修

- ・ 国や物流事業者を講師に、物資拠点の運営に関する研修を実施
- ・ 避難所運営ゲーム（HUG）を取り入れた実践的な避難所運営研修を実施した。

ウ 災害対策本部の運営訓練

第10回九都県市合同防災訓練・図上訓練のなかで、新たな役割に基づく現地災害対策本部の運営や、災害対策本部の市町村応援班による資源配分調整の訓練などを実施した。

2 業務継続計画の修正

県では、大規模災害時などに、県が優先して実施する非常時優先業務を予め定め、災害時の限られた人員を非常時優先業務に重点的に配分することで、適切な業務の執行を確保するため、業務継続計画を策定している。

現在取り組んでいる現地災害対策本部の機能強化や、令和元年の台風への対応を踏まえ、本年度末を目途に、次の内容で計画の修正を行う。

(1) 非常時優先業務の見直し

参集人員が制約されるなかで、非常時優先業務や、災害対応のための応援業務などに適切に人員が配置できるよう、非常時優先業務の見直しを行う。

(2) 風水害時の業務継続体制の確保

台風等、災害の発生が予見できる場合は、予め職員を職場近隣に待機させたり、テレワークを活用するなど、柔軟な業務継続体制の確保を位置づける。

3 神奈川県水防災戦略の策定

(1) 水防災戦略の趣旨

近年の台風などによる大規模な水害における課題や教訓を踏まえ、水害への対応力強化のための対策として「神奈川県水防災戦略」を定め、計画的、重点的に対策を進める。

(2) 戦略の対象とする災害

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害

(3) 戦略の目標

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定める。

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

(4) 戦略の対象とする対策

ア 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年以内に緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業

イ 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

ウ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業

(5) 暮らし安全防災局の取組

ア 市町村地域防災力強化事業費補助金(10億円)の拡充(水害対応)

台風15号、19号の被害を踏まえ、風水害対策の取組を行う市町村に対し、強力な支援を実施する。

(予算額) 12億円(うち2億円分を拡充)

支援する事業内容の例

- ・ ハザードマップの作成、配布
- ・ 水難救助ボート、ブルーシート、土嚢等の備蓄
- ・ 段ボールベッドや間仕切りシステム、液体ミルク、ペット用ケージなど避難所の生活環境の改善に係る備蓄や資機材の整備

イ 恒久的な被災者生活再建支援事業の創設

県内で被災者生活再建支援法が適用された場合、法が適用されないその他の地域においても、同等の支援を受けられるようにするため、支援金を支給する県独自の支援制度を恒久化する。

(予算額) 214,000千円

(事業内容)

被災者生活再建支援法の適用がないために支援を受けられない、全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯に対して、法に準じて支援金の支給を行う。

ウ 現地災害対策本部の機能充実

新たな現地災害対策本部の役割を果たすために必要な資機材の整備や、対応する職員の研修等の強化を図る。

(予算額) 78,265千円

エ 防災行政通信網の再整備

大規模災害発生時等に、国や市町村、防災関係機関と情報受伝達を行う信頼性の高い専用の通信手段「防災行政通信網」について、老朽化への対応やICTの技術革新等に応じた機能強化を図るため、再整備に向けた実施・詳細設計を行う。

(予算額) 113,400千円

VI 令和元年度の主な防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和元年12月）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 九都県市合同防災訓練・図上訓練

大規模地震発生時における、九都県市相互の連携や応急対策活動の対応能力の強化等を図るため、九都県市が合同で図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和2年1月21日（火）

(2) 場所

県庁、県横須賀合同庁舎

(3) 主催者

九都県市

(4) 主な訓練内容

ア 九都県市共通の訓練項目

- ・ 応援調整本部設置・運営に伴う九都県市間の情報収集・整理・共有
- ・ 関西広域連合からの受援及び情報共有
- ・ 被災市区町村応援職員確保システムの運用
- ・ 改正災害救助法に関わる事項（資源配分調整会議の実施）

イ 県単独の訓練項目

- ・ 県災害対策本部統制部と現地災害対策本部との連携

(5) 参加機関等

ア 参加機関

19機関（九都県市、関西広域連合、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、物流企業等）

イ 参加人数

112人

2 箱根山火山図上訓練

箱根山の噴火警戒レベルが引き上げられた場合における、連絡・情報共有体制や対応力の強化を図るため、関係機関が合同で図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和2年1月24日（金）

(2) 場所

県小田原合同庁舎

(3) 主催者

箱根山火山防災協議会

(4) 主な訓練内容

- ・ 噴火警戒レベル1から2への引き上げに係る対応
- ・ 噴火警戒レベル2から3への引き上げに係る対応

(5) 参加機関等

ア 参加機関

16機関（県、箱根町、気象庁、警察、消防、事業者）

イ 参加人数

50人

3 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防本部が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施した。

(1) 実施日

令和2年2月6日（木）

(2) 場所

県庁、県消防学校、市町消防本部

(3) 主催者

県

(4) 主な訓練内容

ア 情報受伝達訓練

Kアラート(LINE WORKS)による県と各消防本部との情報受伝達

イ 浸水域救助訓練

大雨被害現場からの救助

ウ 土砂災害救助訓練

土砂災害現場での災害救助犬と連携した捜索、救助

エ その他

化学テロ災害現場からの救助、負傷者の緊急性判定（トリアージ）及び救急搬送、ドローンを活用した情報収集 など

(5) 参加機関等

ア 参加機関

県、市町消防本部、特定非営利活動法人救助犬訓練士協会

イ 参加人数

222人

Ⅶ 災害時の支援等に関する協定の締結など

1 指定地方公共機関の指定

(1) 指定状況（令和2年2月現在）

災害対策基本法に基づき、ライフラインや輸送等の分野で、防災と密接な関係がある公共的施設の管理者及び公共的事業を営む法人の46機関を指定地方公共機関に指定している。

(2) 令和元年度に指定した指定地方公共機関

ア 機関名

- ・ (株)ジェイコム湘南・神奈川
- ・ 湘南ケーブルネットワーク(株)
- ・ 厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)
- ・ YOU テレビ(株)
- ・ イッツ・コミュニケーションズ(株)
- ・ 横浜ケーブルビジョン(株)

イ 指定日

令和2年1月14日（火）

ウ 事業内容

- ・ 気象・避難情報等の放送の周知
- ・ 災害状況・災害対策に関する放送

2 防災協定の締結

(1) 締結状況（令和2年2月現在）

災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧等の分野で、延べ1,337団体と577の協定を締結している。

(2) 令和元年度に締結した主な防災協定の締結状況

事業者名	締結日	協定の内容
神奈川県遊技場協同組合	R1.8.26	○ 徒歩帰宅者に対する水道水、休憩場所などの提供
AIRオートクラブ神奈川ブロック	R1.11.13	
(特非)ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	R1.12.24	○ 避難所用間仕切りシステム・簡易ベッドの提供・運搬
(一社)神奈川県バス協会	R2.2.7	○ 被災者・滞留者の搬送
(一社)神奈川県タクシー協会		○ 応急対策実施のために必要な職員・資機材の搬送・輸送
神奈川県小型生コンクリート協同組合	R2.2.13	○ 消防車両への給水協力 ○ 避難所等に対する生活用水の輸送協力

3 今後の対応

指定地方公共機関の指定及び防災協定の締結を進めるとともに、関係機関・団体との訓練等を通じて、連携を強化する。

Ⅷ 被災地への任期付職員の派遣

本県では、被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、平成26年度から、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

1 派遣状況

土木、建築、電気、機械等の専門的な知識や経験を有する者を、神奈川県内の任期付職員として採用し、3県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、110人を派遣している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】 (R2.2.1現在)

派遣先 \ 分野	一般事務	埋蔵文化財	総合土木	電気	建築	機械	保健福祉	合計
岩手県内	6人	－	16人	1人	1人	－	－	24人
宮城県内	17人	3人	23人	1人	7人	－	1人	52人
福島県内	5人	－	26人	－	2人	1人	－	34人
合計	28人	3人	65人	2人	10人	1人	1人	110人

2 令和2年度の派遣

被災3県とその県内の市町村のニーズを把握したところ、7分野54名について不足が見込まれることから、令和2年度も新規に任期付職員を派遣することとして、現在選考手続中。

3 派遣職員のフォローアップ

派遣職員が帰庁する機会に相談等を行うとともに、令和元年12月から令和2年1月にかけて、県庁で副知事や、くらし安全防災局幹部が派遣職員と意見交換を行ったほか、派遣職員同士が意見交換を行う場を設け、職務上の参考となる情報などを共有した。

IX 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、5年を経過するごととしているが、今回、くらし安全防災局において所管する次の2条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

1 条例の見直し結果

(1) 改正及び運用の改善等を検討する必要がある条例

条例名	見直し結果
神奈川県犯罪被害者等支援条例	二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援、施策に反映させるため、改正及び運用の改善等を検討する。

(2) 改正、廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条例名	見直し結果
神奈川県消費生活条例	現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。

X 「かながわ消費者施策推進指針」の改定

1 改定の趣旨

県では、消費者施策の基本方針として、平成18年3月に「かながわ消費者施策推進指針」を策定した後、平成27年3月の改定を経て、消費生活相談や消費者教育、事業者指導といった様々な施策に取り組んできた。

令和元年度で改定後5年となることから、消費者を取り巻く社会状況の変化や課題などを踏まえ指針を改定することとし、神奈川県消費生活審議会への諮問・答申を経て改定案を作成した。

2 改定の経緯

令和元年5月	指針改定について審議会に諮問
6月	防災警察常任委員会に、改定の方向性について報告
7月	審議会で改定素案（案）を審議
9月	防災警察常任委員会に、改定素案について報告 県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施
11月	審議会で改定案（案）を審議
令和2年1月	審議会から答申

3 県民意見反映手続の実施状況

(1) 募集期間 令和元年9月27日から10月26日まで

(2) 募集結果 85件

(3) 意見の概要

区 分	件数
1 指針の趣旨、基本理念等に関する意見	12
<ul style="list-style-type: none">・「災害発生に便乗した消費者トラブルへの対応」が新たに課題として位置付けられたが、阪神淡路大震災等の事例について調査研究を進め、被災した消費者をはじめ地域の消費者のための施策を講ずる必要がある。・県が「SDGs 未来都市」に選定されていること、「かながわプラごみゼロ宣言」を行っていることを追加して欲しい。	

区 分		件数
2	重点的取組に関する意見	11
	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者安全確保地域協議会」について、県内の設置が無いことから、県が主導して、市町村に対し設置の重要性を理解してもらうための取組が必要である。 ・「成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実」に賛成。この機会に若者への消費者教育を特に強化すべきである。 	
3	基本方向1 消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進に関する意見	17
	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市を除いた市町村では消費者教育の担い手が不足しており、その育成は急務である。 	
4	基本方向2 消費者被害の未然防止に関する意見	14
	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで以上に効果的な情報発信にするため、「ホームページ、SNS等様々な媒体による効果的な情報発信の強化」と明記して欲しい。 	
5	基本方向3 消費者被害の救済に関する意見	11
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定消費生活相談員の配置も指針の中に位置付け、市町村の実情に応じたきめ細かなサポートを行っていくことが必要である。 	
6	基本方向4 安全・安心な消費生活の確保に関する意見	7
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の拡大を防止するため、事業者指導の早期対応が必要。安全・安心な消費生活の確保のため、県内各センターの情報を有効活用した積極的な取組を期待する。 	
7	その他（全体に対する意見等）	13
	<ul style="list-style-type: none"> ・指標（目標）としては、苦情相談件数（の減少）を掲げて欲しい。 ・消費者被害の未然防止という観点から施策における基本的な枠組み、諸提案については、現状を踏まえたものとなっていると評価できる。 	

(4) 意見への対応

反 映 区 分		件 数
A	指針（改定案）に反映させたもの （意見の一部を反映させた場合を含む）	6
B	既に取り組んでいる、又は既に改定案に盛り込まれているもの	55
C	今後の取組において参考にするもの	20
D	指針（改定案）に反映できないもの	4
合 計		85

4 改定案の概要

改定素案策定後、県民意見反映手続による県民意見を反映するとともに、審議会での更なる審議を行い、施策の内容を分かり易く伝えるコラムを追加する等、県民目線での工夫を行った。

改定案の概要は、次のとおりである。

(1) 重点的取組

- ・ 高齢者の消費者被害の未然防止と救済
- ・ 成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実

(2) 基本方向

ア 消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進

- ・ 様々な場やライフステージに応じた消費者教育の推進
- ・ 消費者教育の拠点機能の発揮と連携の推進
- ・ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

イ 消費者被害の未然防止

- ・ 被害未然防止に向けた注意喚起・情報発信
- ・ 消費者の特性に配慮した対応
- ・ 他機関等と連携した消費者被害未然防止の推進

ウ 消費者被害の救済

- ・ かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上
- ・ 市町村消費生活相談との連携・支援
- ・ 消費者被害救済に向けた取組の推進

エ 安全・安心な消費生活の確保

- ・ 事業者指導による取引の適正化
- ・ 消費者から信頼される事業者活動の促進
- ・ 商品及びサービスに関する安全・安心の確保

(3) 改定案

参考資料6 「かながわ消費者施策推進指針の改定案」のとおりに

5 スケジュール

令和2年3月 指針を改定

改定素案に対する県民意見反映手続結果を公表

XI 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況

昨年10月から、条例により自転車の利用者などは、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことに伴い、県民の保険等の加入状況などを調査した結果は、次のとおりである。

1 県民ニーズ調査

(1) 調査期間

令和元年11月1日～11月25日まで

(2) 回答状況

県内に居住する満18歳以上の3,000人を選定し1,353人が回答

2 県民ニーズ調査の回答結果

(1) 自転車損害賠償責任保険等の加入状況

自転車の利用状況で「利用している」と回答した473人に、自転車利用中に事故を起こした際に、相手方の損害を賠償することができる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入しているかを尋ねた。

・「加入している」	60.3%	285人
・「加入していない」	31.5%	149人
・「わからない」	8.0%	38人
・「無回答」	0.2%	1人

※ 前回の調査（平成30年10月調査）との対比

「加入している」と回答した51.8%から8.5ポイントの増加となった。

(2) 自転車損害賠償責任保険等に加入することについて

すべての自転車利用者が自転車損害賠償責任保険等に加入することについてどう思うかを尋ねた（1,353人が回答）。

・「加入すべきである」	81.2%	1,099人
・「その必要はない」	5.0%	67人
・「わからない」	9.2%	125人
・「無回答」	4.6%	62人

※ 前回の調査（平成30年10月調査）との対比

「加入すべきである」と回答した78.8%から2.4ポイントの増加となった。